

## 効率的子牛生産酪農緊急支援事業実施要領

### (趣旨)

第1条 効率的子牛生産酪農緊急支援事業（以下「本事業」という。）の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (目的)

第2条 本事業は、酪農家の所得向上と経営の安定化のため、性選別精液を用いて効率的に優良な後継牛を確保することによって、後継牛を生産する以外の雌牛に市場性の高い和牛受精卵や黒毛和種の精液を交配し、農家の所得向上を図ることを目的として実施する。

### (事業実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、令和5年4月1日から令和6年2月末日までとする。

### (事業実施主体)

第4条 本事業の事業実施主体は別表第1に定める者とする。

### (事業の内容)

第5条 本事業において県は、事業実施主体が乳用種性選別精液の購入に要する経費について補助する。

### (乳用種性選別精液)

第6条 乳用種性選別精液に使用する乳用種性選別精液は、次の各号のいずれかを満たす乳用種雄牛（ホルスタイン種）の凍結精液とする。

- (1) 国産種雄牛の場合は令和3年度以降に独立行政法人家畜改良センターが公表している総合指数（NTP）上位40位以内であること。
- (2) 海外種雄牛の場合は令和3年度以降にTPI・LPI上位100位以内であること。または、独立行政法人家畜改良センターが公表している総合指数（NTP）換算値で、上位40位以内であること

### (補助対象経費及び補助額)

第7条 本事業の補助対象経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとし、県は予算の範囲内において補助するものとする。

### (補助金等の交付申請)

第8条 事業実施主体が要項第6条第2項の補助金の交付申請に添付する事業計画書は、別記第1号様式のとおりとする。

### (実績報告)

第9条 事業実施主体が要項第13条第2項の実績報告に添付する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第1号様式を準用するものとする。）
- (2) 交配実績一覧（別記第2号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

本要領は令和5年(2023年)11月14日から施行し、同年4月1日より適用する。

別表第1

事業実施主体	補助対象経費	内容	補助率	計画変更申請要件
熊本県酪農業協同組合連合会	乳用種性選別精液の購入に要する経費	能力の高い種雄牛の乳用種性選別精液(雌)を利用した酪農家に対する助成	1/2以内 ただし、乳用種性選別凍結精液1本あたりの上限を5,000円、1発情あたり1本とし、かつ1頭あたり3回までとする 採卵においては1発情で3本までとする なお、当該事業実施期間内に利用した精液を対象とする	事業費の30%を超える増減

記第1号様式

令和5年度効率的子牛生産酪農緊急支援事業計画(実績)書

1 事業の目的

事業	事業実施 主体	性選別精液 利用本数	対象戸数	事業費	完了予定 年月日	負担区分		備考
						県費	その他	
乳用種性選別 精液の購入		本	戸	円		円	円	
計								

3 事業開始及び完了予定年月日      年   月   日   ～   年   月